

横須賀ごみ処理施設他消防用設備点検委託（一般委託）仕様書

横須賀ごみ処理施設他消防用設備点検委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	消防設備について、法定の年次点検を実施し、消防設備の安定稼働を維持する。
2	履行期間	契約の日 から 令和6年3月31日まで
3	施行場所	横須賀市 長坂5丁目1番1号 及び 長坂5丁目3656番地
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	別紙のとおり
6	関係法規	別紙のとおり
7	資格要件	<p>1 本業務履行は、下記資格を有する者が社員であること。</p> <p>(1)各設備に対応した消防設備士もしくは消防設備点検資格者 (第1類、第3類、第4類、第6類)</p> <p>(2)第2種酸素欠乏作業主任者</p> <p>2 2020年4月1日以降に、地方公共団体の大規模ごみ処理施設(延べ床面積1万平米以上)の消防設備点検（元請負もしくは下請負）を請け負い、完了した実績があること。</p>
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	<p>本件は、業務実施各回締めを持って受託者の請求により精算する。</p> <p>ただし、各回の支払額に1円未満の端数を生じた時は、業務実施最終回に精算するものとする。</p>
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	環境部広域処理センター 佐藤 幸夫 Tel.046-854-4153

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。</p>
----------------------------------	---

横須賀ごみ処理施設他消防用設備点検委託 特記仕様書 その1

1 委託名称

横須賀ごみ処理施設他消防用設備点検委託

2 履行場所

横須賀市長坂 5丁目1番1号

3 履行期間

契約の日から令和6年3月31日まで

4 建物規模

焼却施設	地上6階 P H階 地下2階 延べ床面積 13,768.96m ²
不燃ごみ等選別施設	地上3階 地下2階 延べ床面積 4,379.07m ²
渡り廊下(1)	126.38m ²
渡り廊下(2)	101.83m ²
玄関棟	地上2階 273.26m ²
計量棟	地上1階 251.55m ²
トイレ棟	地上1階 89.05m ²

5 防火対象物用途区分

消防法施行令 別表第1-15項

6 点検内容等

- (1) 本点検は、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式(昭和50年10月16日消防庁告示第14号)」及び「消防法施行規則の規定に基づき消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式(平成16年5月31日消防庁告示第9号)」に定めるところにより適正に行い、必要に応じて保守、修理その他の措置を講じるものとする。
- (2) 点検に先立ち、受託者は監督員と点検内容及び対象機器及び点検内容を打ち合わせして工程表(機器点検・総合点検)を作成し承諾を得ること。

7 点検対象機器

(1) 点検対象機器は、別表参照。

ただし、予期せぬ工事等のために消防設備数の増減や立入不能箇所が発生する可能性があるため、そのような場合は甲乙協議のうえ対応を行うものとする

(2) 消火器

① 内部及び機能点検は、製造年から5年を経過したもの、または外観点検に異常が認められた場合に実施する。

② 内部及び機能点検は、全消火器を点検ロット（小型・大型、製造年）に分け、5年で全数終了するように点検を行う。

③ 消火器の設置場所・階、メーカー、型、量、方式、製造年、型式番号、製造番号、機能点検予定年等を記載した点検計画一覧表を作成し提出すること。

(3) 消火栓・連結送水管用ホース

① 消火栓用ホースについては、製造から10年経過したものについては、新品（発注者が用意する）に交換する。

② ホースの設置箇所、規格、製造年を記載した一覧表を作成し提出すること。

(4) 連結送水管

連結送水管の耐圧試験は、設置から11年目から3年毎に行う。

(5) 二酸化炭素消火設備

① 窒素ガスによる放出試験を行い、5年で全5区画（蒸気タービン室区画、非常用発電機室区画、1号炉バーナー区画、2号炉バーナー区画、3号炉バーナー区画）を終了させる。

② 令和5年度は「非常用発電機室区画（試験用ガス47本×2本）」を行う。

(6) 放水銃設備

放水銃放出試験は、焼却棟(2機)・不燃ごみ等選別施設(2機)計4機行う。

8 その他

(1) 点検業務時に要する消耗品は、受託者の負担とする。

(2) 故障等異常事態発生の際の連絡を受けた時は、速やかに技術者を派遣して対処すること。

(3) 委託者の要望に応じて、消防用設備の操作方法説明会を開催すること。

(4) 点検整備等の実施にあたっては、機器の運転・停止は、監督員または、市職員運転担当者の操作・指示により行い、安全に十分留意すること。

(5) 自衛消防隊の消防訓練へ人員及び機材の貸し出しに協力すること。

(6) 提出図書

① 点検前（機器点検・総合点検）に作業工程表を1部提出し、本市監督

員と打ち合わせを行い、承諾を得てから点検を実施すること。

②機器点検終了後、点検報告書を2部（点検写真は1部）、ファイル（材質：表面樹脂・芯材紙）に綴って提出すること。

③総合点検報告書は、機器点検報告書提出ファイルに続けて綴り提出すること。

（7）消防局への報告

①3年に1回の消防法第17条の3の3による報告書を消防局へ提出（正副2部）し、副本は返却すること。（前回提出年：令和4年度）

②消防署へ報告書を提出した結果、点検報告改修計画（報告）書の提出が必要となった場合は、点検報告改修計画（報告）書の作成に協力し、点検報告改修計画（報告）書を消防署へ提出すること。

9 安全管理について

（1）本委託の施行については、労働安全衛生法など関係法令に従い、労働災害防止のための措置を徹底するとともに、現場及びその周辺への安全確保に努めること。

（2）現場責任者は、安全作業、作業内容の把握に努め、監督員の指示を確認したうえで作業を行うこと。

（3）酸素欠乏等の危険場所における作業は、第2種酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い行うこと。

以上

横須賀ごみ処理施設他消防用設備点検委託 特記仕様書 その2

1 委託名称

横須賀ごみ処理施設他消防用設備点検委託

2 履行場所

横須賀市長坂5丁目3656番地

3 履行期間

契約の日から令和6年3月31日まで

4 防火対象物用途区分

消防法施行令 別表第1-15項

5 点検内容等

- (1) 本点検は、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式（昭和50年10月16日消防庁告示第14号）」及び「消防法施行規則の規定に基づき消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式（平成16年5月31日消防庁告示第9号）」に定めるところにより適正に行い、必要に応じて保守、修理その他の措置を講じるものとする。
- (2) 点検に先立ち、受託者は監督員と点検内容及び対象機器及び点検内容を打ち合わせして工程表（機器点検・総合点検）を作成し承諾を得ること。

6 点検対象機器

① 粉末消火器（10型） 10本

- 1) 内部及び機能点検は、製造年から5年を経過したもの、または外観点検に異常が認められた場合に実施する。
- 2) 内部及び機能点検は、全消火器を点検ロット（小型、製造年）に分け、5年で全数終了するように点検を行う。
- 3) メーカー、型、量、方式、製造年、型式番号、製造番号、機能点検予定年等を記載した点検計画一覧表を作成し提出すること。

② パッケージ型消火設備 3箇所

- ③ 自動火災報知設備 1式
- ・差動式分布型感知器 5台
 - ・P型2級受信機 1台
 - ・発信器 2台
 - ・地区音響装置 2台

7 その他

- (1) 点検業務時に要する消耗品は、受託者の負担とする。
- (2) 故障等異常事態発生の連絡を受けた時は、速やかに技術者を派遣して対処すること。
- (3) 委託者の要望に応じて、消防用設備の操作方法説明会を開催すること。
- (4) 点検整備等の実施にあたっては、機器の運転・停止は、監督員または、市職員運転担当者の操作・指示により行い、安全に十分留意すること。
- (5) 提出図書
 - ①点検前（機器点検・総合点検）に作業工程表を1部提出し、本市監督員と打ち合わせを行い、承諾を得てから点検を実施すること。
 - ②機器点検終了後、点検報告書を2部（点検写真は1部）、ファイルに綴って提出すること。
 - ③総合点検報告書は、機器点検報告書提出ファイルに続けて綴り提出すること。
- (6) 消防局への報告
 - ①3年に1回の消防法第17条の3の3による報告書を消防局へ提出（正副2部）し、副本は返却すること。
 - ②消防署へ報告書を提出した結果、点検報告改修計画（報告）書の提出が必要となった場合は、点検報告改修計画（報告）書の作成に協力し、点検報告改修計画（報告）書を消防署へ提出すること。

8 安全管理について

- (1) 本委託の施行については、労働安全衛生法など関係法令に従い、労働災害防止のための措置を徹底するとともに、現場及びその周辺への安全確保に努めること。
- (2) 現場責任者は、安全作業、作業内容の把握に努め、監督員の指示を確認したうえで作業を行うこと。

以上

点検対象機器	種 別	機器点検	総合点検						積替保管施設
				焼却棟	不燃ごみ等 選別施設	玄関棟	計量棟	トイレ棟	
消火器具	粉末蓄圧式消火器 10型 3kg	98	98	73	20	3	1	1	10
	粉末蓄圧式消火器 50型 20kg	15	15	15					
移動式粉末消火設備	CO2加圧式 33kg	46	46	46					
パッケージ型消火設備	CO2加圧式 80kg								3
	表示灯								3
屋内消火栓設備	加圧送水装置	1	1	1					
	制御盤	1	1	1					
	表示灯	45	45	34	11				
	起動用SW	45	45	34	11				
	屋内消火栓	45	45	34	11				
	放水試験		1						
屋外消火栓設備	加圧送水装置	1	1	1					
	制御盤	1	1	1					
	表示灯	6	6	6					
	起動用SW	6	6	6					
	屋外消火栓	6	6	6					
	放水試験		1						
放水銃設備	加圧送水装置	1	1	1					
	制御盤	1	1	1					
	P型2級受信機	2	2	1	1				
	炎感知器	4	4	2	2				
	放水銃	4	4	2	2				
	放水銃操作盤	3	3	2	1				
	放水試験		4	2	2				
二酸化炭素消火設備	二酸化炭素容器	31	31	31					
	起動用ガス容器	5	5	5					
	起動用操作箱	8	8	8					
	音響装置	19	19	19					
	ダンパー	9	9	9					
①全域放出区域（2区画） 放出ポンベ87kg×27本 起動用ポンベ1kg×2本	放出表示灯	24	24	24					
	選択弁	5	5	5					
	ヘッド	10	10	10					
	作動試験	1	1						
	放出試験		1						
②局所放出区域（3区画） 放出用ポンベ87kg×4本 起動用ポンベ1kg×3本	複合盤 GR型	1	1	1					
	P型2級受信機								1
	表示器 P型	2	2	1	1				
	差動式分布型空気管式	87	87	43	44				5
	熱アナログ式スポット型	407	407	354	53				
	煙スポット型光電アナログ式	194	194	150	32	12			
	煙分離型光電アナログ式	4	4	4					
	炎感知器	7	7	7					
	地区音響装置	58	58	45	11	2			2
	発信機	58	58	45	11	2			2
誘導灯及び誘導標識	B級 71 C級 25 標識 21	118	118	95	21	2			
防火排煙設備	防火戸	5	5	4	1				
	シャッター	9	9	6	3				
	熱感知器	5	5	5					
	煙感知器	10	10	5	5				
連結送水管	送水口（双口）	4	4	4					
	放水口	11	11	11					
	ホース格納箱	1	1	1					
連結散水設備	ヘッド	85	85	85					
	送水口	5	5	5					